# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

「企業版ふるさと納税を活用した島根創生推進計画」

# 2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県

#### 3 地域再生計画の区域

島根県の全域

## 4 地域再生計画の目標

国勢調査によれば、島根県の人口は、昭和30年(1955年)の92.9万人をピークに長らく減少傾向が続いており、令和2年(2020年)には67.1万人となっている。特に「過疎発祥の地」といわれる県西部の石見圏域や隠岐圏域においてはインフラ整備が遅れ、産業基盤が弱く、昭和30年(1955年)に対して、人口が半分程度に減少している。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和27年(2045年)には約52.9万人となる見込みである。

総人口に占める年齢3区分別の割合の推移をみると、平成22年(2010年)において年少人口、生産年齢人口、老年人口はそれぞれ12.9%、58.0%、29.1%であるのに対し、令和2年(2020年)はそれぞれ12.3%、53.3%、34.4%となっており、少子高齢化が進行していることがわかる。

自然動態をみると、平成3年(1991年)までは出生数が死亡数を上回る「自然増」の状態が続いていたが、平成4年(1992年)からは、出生者が死亡者を下回る「自然減」が進み、令和2年(2020年)は▲5,039人の自然減となっている。なお、合計特殊出生率は、平成30年(2018年)には1.74となっており、全国でも第2位と高水準である。

社会動態をみると、昭和30年(1955年)から昭和50年(1975年)の高度成長期に おいて、特に大阪府などへの大規模な人口流出(社会減)が生じていた。経済成長 期の大規模な人口流出は昭和50年代には一端収束したものの、都市部の景気動向に 応じて転出者が転入者を上回る「社会減」が進行している。令和2年(2020年)は ▲1,306人の社会減となっている。

人口が減少する地域では地域内の消費市場が縮小し、特に人口が散在している地域においては、商店、公共交通などの日常生活に不可欠なサービス提供・確保が困難になってくる。特に、地域の若い世代の減少は、地域産業においては、商工業の従事者や、農林水産業の担い手などの不足を生じさせ、地域産業や地域経済の縮小につながっていく。

島根県の人口の社会増減の状況を年齢別に見ると、令和2年度には15歳~24歳が1,649人の減少と最も大きくなっており、進学・就職による転出が主な要因と考えられる。島根県内には大学が2校しかないことから、大学進学者収容力に乏しく、構造的に若者が県外に流出する状況になっている。

したがって、社会減対策としては、島根に残る若者を増やすこと、一度は県外に出ていった若者に戻ってもらうこと、島根の暮らしに魅力を感じた若者が県外から移ってもらうための対策を講じることが重要である。

また、併せて合計特殊出生率が全国でも高い本県において、働きやすく子育てし やすい環境を整えることで、島根に残り、戻り、移った若者たちが結婚や出産を し、若者と子どもが増えることで、人口減少に歯止めがかかることが期待できる。

本計画では、島根創生計画で描かれている「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向けて、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって人口を安定的に推移させるとともに、中山間地域や離島を含め、産業や生活機能、社会インフラ等を維持、発展させ、本県の活性化を図ることを目的とする。

なお、これらに取組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標と して掲げ目標の達成を図る。

基本目標 I 活力ある産業をつくる

基本目標Ⅱ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標Ⅲ 地域を守り、のばす

基本目標IV 島根を創る人をふやす

# 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	КРІ	現状値 (計画開 始時点)	目標値 (2024 年度)	達成に寄与 する地方版 総合戦略の 基本目標
ア〜エ	合計特殊出生率	1. 74	1.86	基本目標 I, Ⅲ, Ⅲ, Ⅳ
	人口の社会移動	▲896	▲311	基本目標 I, III, IIV

# 5 地域再生を図るために行う事業

# 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

# 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 〇 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する 特例(内閣府): 【A2007】
  - ① 事業の名称

企業版ふるさと納税を活用した島根創生推進事業

- ア 活力ある産業をつくる事業
- イ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- ウ 地域を守り、のばす事業
- エ 島根を創る人をふやす事業
- ② 事業の内容

### ア 活力ある産業をつくる事業

### 【概要】

若い世代に島根に残ってもらい、戻ってもらい、移ってもらうためには、第1次、第2次、第3次産業の振興を進めて活力を高め、所得を引き上げ、魅力ある職場を増やしていく必要があります。

県民にとって魅力のある雇用の場の維持・創出や、質の向上に向けて、それぞれの産業の特性や、強みを活かしていくことが求められます。

島根の強みである豊かな自然、地域産業の集積、観光資源などを活かして県内産業の競争力を強化しながら、働きやすい環境の整備に努め、 人材の確保と育成、定着を図ります。

# 【具体的な事業】

- ・島根の強みを活かした特色ある生産と販売の促進
- ・地域資源を活用した魅力ある観光地域づくり
- ・食品産業の振興
- 伝統工芸の振興
- ・海外への販路拡大
- ・円滑な事業承継の促進
- ・ 県内企業の再投資の推進
- ・県外企業の新規立地の推進
- ・中山間地域等への企業立地の推進
- ・若者の県内就職の促進
- ・魅力ある職場環境の整備等

### イ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

#### 【概要】

島根県の合計特殊出生率は、全国的には高い水準を維持していますが、それでもなお人口を維持できる水準にはありません。

また、若い世代の結婚したい、子どもを持ちたいという希望と、実際の 婚姻、出生の状況には乖離があります。

一方、島根県には、多世代同居の割合が高く、待機児童率も低いこと などを背景に、育児をしている女性の有業率が高く、子育てしながら働 きやすい環境があります。

このような強みを活かしながら、若い世代の結婚したい、子どもを育 てたいという希望をかなえるため、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ 目ないきめ細かな支援や、子育てと仕事の両立支援など、官民一体となった支援体制づくりを進めます。

## 【具体的な事業】

- ・市町村における結婚支援への取組の強化
- ・相談・マッチング機能の充実
- ・妊娠期・産前産後での支援の充実
- 子育ての経済的負担の軽減
- ・保育環境の充実・幼児教育の推進
- 放課後児童クラブの充実
- ・特別な支援が必要な子と親への支援の充実 等

# ウ 地域を守り、のばす事業

#### 【概要】

中山間地域や離島では、高齢化や人口減少が進む中、地域を支える人材の不足や、日常生活に必要な機能・サービスの低下が深刻化しており、住民主体による持続可能な地域運営の仕組みづくりが求められています。

他方、宍道湖・中海圏域などの都市部においては、それぞれの周辺部 を含めた地域の中核として発展し、県勢発展の牽引役となることが期待 されています。

県民生活の利便性を確保し、産業や観光の振興を促す基盤となるインフラを整え、また、それらを有効に活用しつつ、各地域が持つ強みや特性を活かした経済的自立を図ることで、地域が維持・活性化し、将来に明るい展望を持つことのできる社会を実現します。

### 【具体的な事業】

- ・生活機能・サービスの維持・確保に向けた実践活動への支援
- ・「モデル地区」の構築による小さな拠点づくりの加速化
- ・集落における営農体制の早期確立
- ・鳥獣被害対策の推進

- ・交通拠点の活用
- ・歴史的遺産の活用
- ・価値を生み出すまちづくり
- 人が訪れるまちづくり
- ・地消地産と地産地消の推進
- ・再生可能エネルギーの推進 等

## エ 島根を創る人をふやす事業

#### 【概要】

若者の進学・就職による転出が転入を上回っていることが、島根県の人口流出の主な原因となっています。

このため、子どもの世代から地域への愛着と誇りを育むふるさと教育や 島根の魅力の情報発信などにより、若者に島根に残ってもらい、戻っても らい、移ってもらう新しい人の流れをつくります。

そして、島根に暮らすことを決めた若者や女性、島根に関わりを持つ 方々が、あらゆる分野で活躍し、地域社会に積極的に参画していただける ための取組を進めます。

# 【具体的な事業】

- ・「地域協働スクール」の実現
- ・ 高大連携の推進
- ・スポーツを通じた人づくり
- ・文化芸術を通じた人づくり
- ・社会貢献活動に参加しやすい環境づくり
- ・県内高等教育機関での人づくり
- ・県内高等教育機関、県内企業などと連携した県内就職の促進
- ・しまねの「魅力」情報発信の強化
- ・県内大学等からの県内就職の促進
- ・県外大学等からの県内就職の促進
- ・Uターンの促進
- Iターンの促進 等

- ※なお、詳細は島根創生計画のとおり。
- ※ただし、「島根創生」を担う若者の人材育成プロジェクトの5-2②に 位置付けられる事業を除く。
- ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI)) 4の【数値目標】に同じ。
- ④ 寄附の金額の目安

41,400,000 千円 (2021 年度~2024 年度累計)

⑤ 事業の評価の方法(PDCAサイクル)

(評価の手法)

本計画に基づく事業の効果検証は、行政評価の仕組みを活用して行い、必要に応じて見直しを行う。

また、評価の客観性を確保するため、県議会の関係特別委員会のほか、外部有識者による委員会にこの結果を報告し、評価を受ける。

(評価の時期)

毎年10月頃までに実施。

(公表の方法)

評価検証の結果は、県のホームページに搭載する。毎年度、外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

### ⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで